省　令

○外務省令第十三号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日　外務大臣　岩屋　毅

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住居手当の計算方法） **第九条**　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（法第十二条の二第一項に規定する支給期間前の日の夜数を除く。）を控除した日数をもつて計算する。 ２　［略］	（住居手当の計算方法） **第九条**　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着後滞在費に含まれる宿泊費に対応する夜数（在外職員が在勤地に到着した日の夜数を除く。）を控除した日数をもつて計算する。 ２　［略］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

○農林水産省令第二十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月十日　農林水産大臣　小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 ⑴　（略） ⑵　飼料一般の製造の方法の基準 ア～ハ　（略） ニ　アミラーゼ（その３）は、牛、豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㋐～㋔　（略） ㋕　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐、コの㋐及び㋑の㋐、⑵のヨからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからヒまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 ㋖～㋘　（略） ㋙　（略） ウ　（略） ２～６　（略） 別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 ⑴～⑷⑶⑷　（略） ⑴⑶⑸　アミラーゼ アミラーゼ（その１）　（略） アミラーゼ（その２） ア　製造用原体 ㋐～㋒　（略） ㋓　表示の基準 アミラーゼ（その１）製造用原体の表示の基準を準用する。 イ　（略） ウ　製剤（その２　液状） ㋐　（略） ㋑　保存の方法の基準 アミラーゼ（その２）製剤（その１）の保存の方法の基準を準用する。 ㋒　（略）	（新設） ⑶・⑷　（略） ⑸　飼料一般の表示の基準 ア　（略） イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ㋐～㋓　（略） ㋔　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐、コの㋐及び㋑の㋐、⑵のヨからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 ㋕～㋙　（略） ㋚　（略） ウ　（略） ２～６　（略） 別表第２（第２条関係） １～７　（略） ８　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 ⑴～⑷⑶⑷　（略） ⑴⑶⑸　アミラーゼ アミラーゼ（その１）　（略） アミラーゼ（その２） ア　製造用原体 ㋐～㋒　（略） ㋓　表示の基準 アミラーゼ（その１）製造用原体の表示の基準を準用すること。 イ　（略） ウ　製剤（その２　液状） ㋐　（略） ㋑　保存の方法の基準 アミラーゼ（その２）製剤（その１）の保存の方法の基準を準用すること。 ㋒　（略）